



令和元年5月13日
京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室
(TEL 251-0457)

「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」に係る 市民公募委員の募集について

京都市では、子どもたちの健やかな育ちのために、大人としてどのように行動すべきかを示した「京都市憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の実践の輪を一層広げるために、市民、子どもと家族に関わる民間団体、学識経験者等で構成する「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」を設置し、憲章の実践の推進に関する事項について、御審議いただいています。

この度、市民の皆様からの幅広い御意見・御提案を同憲章の推進に反映させるため、この推進協議会に市民公募委員として参加していただける方を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

1 募集人数

2名

2 応募資格

応募日現在、次の条件をすべて満たしている方を募集します。

- (1) 京都市の子どもに関する施策の推進に理解、関心のある方
- (2) 京都市内に住所を有し（住民登録のある方）、引き続き京都市内にお住まいになる予定の方
※ 国籍は問いませんが、日本語を理解できる方とします。
- (3) 年齢18歳以上の方
- (4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (5) 京都市の他の2つ以上の付属機関等に、市民公募委員として在籍されていない方
- (6) 平日に開催される会議に出席できる方

3 応募期間

令和元年5月15日（水）～令和元年6月10日（月）【必着】

4 応募方法

応募用紙に「子どもや家庭を取り巻く状況について考えること」（400字程度）その他必要事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ又はEメールで提出してください。

なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

※ 応募用紙は、市役所の案内所、情報公開コーナー、各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当、保健福祉センター子どもはぐくみ室、京都市図書館及び子育て支援総合センターこどもみらい館で5月13日（月）から配布します。

また、子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室のホームページ（下記を参照）からもダウンロードできます。

5 選考

応募いただいた書類をもとに選考します。

なお、選考結果は応募者全員にお知らせします。

6 業務内容

- (1) 任期は、令和元年6月29日（土）から令和3年6月28日（月）までの2年間です。
- (2) 年間3～5回程度開催予定の「推進協議会」に参加していただきます。
- (3) 会議への出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

7 応募・問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町 明治安田生命ビル4階

TEL 075-251-0457 / FAX 075-251-1616

Eメール hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

URL（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000251134.html>